

あたりまえ
そんなみずこそ
たからもの
平成 29 年度第 59 回水道週間標語

三水通信

第 19 号

発行：三芳水道企業団
〒294-0045
館山市北条 1145-1
電話 0470-22-3729
FAX 0470-22-2220

HP アドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344

平成 29 年 11 月発行

三芳水道企業団の情報誌「三水通信第 19 号」をお届けします。

平成 30 年 4 月から水道料金が改定されます。

問い合わせ／三芳水道企業団 業務係 22-3782

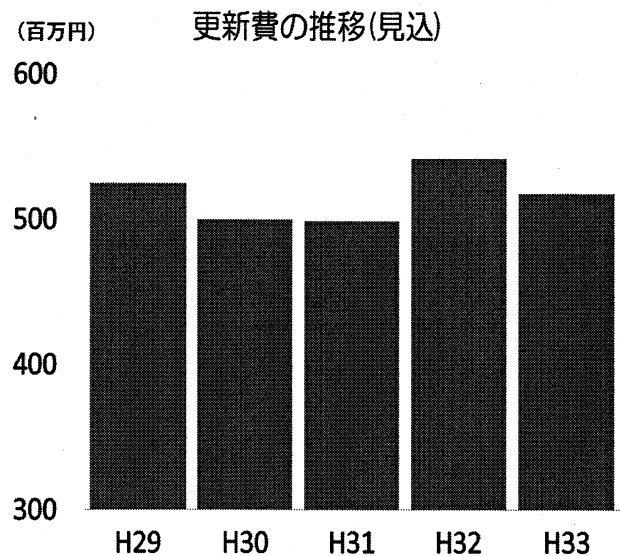
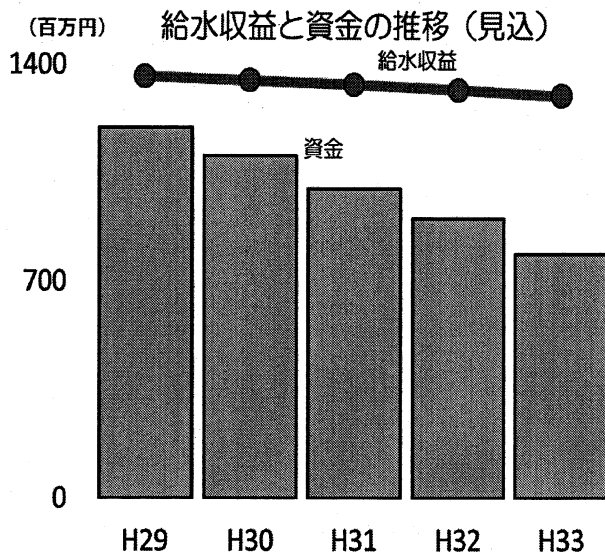
三芳水道企業団では、三芳水道企業団水道事業運営審議会からの答申を受けて、皆様に安全で安心な水道を持続的にお届けするために水道料金の改定をいたします。

三芳水道企業団の将来の水道料金収入（給水収益）を計算したところ、人口減少などの理由から使用水量が減少傾向であるため、年々減少する見込みの一方、これまで費用削減に努めてきましたが、今後必要となる老朽化した水道管や浄水場などの水道施設の維持管理や耐震化対策などの施設更新の費用は、増加していくと見込まれています。

これらのことから、このままでは将来赤字が発生し、健全な運営を行っていくための資金についても不足することが予測されました。

このため、今後の水道料金のあり方について三芳水道企業団水道事業運営審議会に諮問したところ、「改定はやむを得ないものの、料金収入を平均 5% 増加とすることとし、市民生活への影響を最小限に留めること。」との答申があり、「三芳水道企業団給水条例の一部を改正する条例」が 10 月の企業団議会定例会で可決、平成 30 年 4 月 1 日から新しい料金が適用されることとなりました。

今後も更なる経費削減に努め、皆様に安全で安心な水道を持続的にお届けしてまいります。



※このグラフは、料金改定前の予測値です。

料金改定による給水収益の推移(見込)

(単位：百万円, 税抜き)

年度別の給水収益	H29	H30	H31	H32	H33
現 行	1,390	1,348	1,333	1,316	1,297
改定後	---	1,416	1,400	1,382	1,362
改定率	---	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%

新しい料金表での水道料金を具体的な計算例でお知らせします。

平成30年3月31日以前から引き続き使用しているお客様は、6月検針分（7月のお支払い分）から新しい料金が適用されます。

料金表（2ヶ月）・消費税抜き・単位（円）

基本料金					従量料金				
用途	口径	現行	改定後	差額	用途	段階	現行	改定後	差額
一般用	13mm	1,340	1,474	+134	一般用	1m ³ ～16m ³	85	86	+1
	20mm	2,540	2,794	+254		17m ³ ～40m ³	180	191	+11
	25mm	3,700	4,070	+370		41m ³ ～80m ³	225	241	+16
	30mm	5,080	5,588	+508		81m ³ ～200m ³	270	286	+16
	40mm	9,240	10,164	+924		201m ³ ～1000m ³	325	328	+3
	50mm	14,100	15,510	+1,410		1001m ³ 以上	395	398	+3
	75mm	34,440	37,884	+3,444					
	100mm	56,640	62,304	+5,664					
	150mm	109,820	120,802	+10,982					
臨時用	一般用と同じ				臨時用	1m ³ ～	395	398	+3

水道料金は2ヶ月毎に検針しています。

水道料金の計算方法

（基本料金＋従量料金）×1.08
 =水道料金（1円未満切り捨て）

○計算例

一般用、口径13mm、使用水量40m³の場合（2ヶ月分）

=8,028円（税込）

基本料金 1,474円

従量料金 5,960円

（内訳） 1～16m³ 86円×16m³= 1,376円

17～40m³ 191円×24m³= 4,584円

水道料金 （1,474円＋5,960円）×1.08= 8,028.72

（税込額）【小数点以下切り捨て】

8,028円（税込）

水道料金比較表（簡易版・13mm・税込表示）

2ヶ月あたりの 使用水量（m ³ ）	現行	改定後	差額
0	1,447	1,591	+144
5	1,906	2,056	+150
20	3,693	3,903	+210
25	4,665	4,934	+269
30	5,637	5,965	+328
40	7,581	8,028	+447
70	14,871	15,837	+966
80	17,301	18,439	+1,138
100	23,133	24,617	+1,484
200	52,293	55,505	+3,212
300	87,393	90,929	+3,536
500	157,593	161,777	+4,184
1000	333,093	338,897	+5,804

手数料の額が変わります。

手数料の一部について、平成30年4月1日から改正します。

対象となる手数料は次のとおりです。

手数料・消費税込み・単位（円）

手数料の名称	種別	単位	現行	改定後	差額
設計手数料	給水管口径25ミリメートル以下の工事	1件につき	800	864	+64
	給水管口径30ミリメートル以上の工事	1件につき	1,100	1,188	+88
開栓手数料		1件につき	2,000	2,160	+160
私設消火栓消火演習立会手数料		1回につき	2,000	2,160	+160
道路占用申請手数料		1件につき	1,500	1,620	+120

※いずれも消費税相当額分の改定となります。

三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。

ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344